



石巻市とTerra Charge株式会社との  
カーボンニュートラルに関する連携協定書

石巻市（以下「甲」という。）とTerra Charge株式会社（以下「乙」という。）は、EV充電インフラを通して、カーボンニュートラルの実現に向け、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、石巻市における、カーボンニュートラルの実現に向け、クリーンエネルギー自動車（EV、PHEVなど充電機能を要する自動車。以下「EV等」という。）の普及促進のため、充電インフラの整備を通して甲及び乙が連携協力し、環境問題への意識啓発に繋がる地域づくりを目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 地域のカーボンニュートラルに向けた取組みに関すること
- (2) EV等の普及促進に関すること
- (3) 公共施設へのEV充電インフラの設置及び管理に関すること

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、有効期間が満了する日までに、甲又は乙が書面により申し出を行わない場合、本協定は有効期間満了の日から1年ごとに更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙は相手方がこの協定に違反したときは、本協定を解除することができる。

2 前項の規定により、本協定を解除したときは、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密情報を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（定めのない事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月21日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号  
石巻市長 齋藤正美



乙 東京都港区芝浦1丁目1番1号  
浜松町ビルディング12階  
Terra Charge株式会社  
代表取締役 徳重 徹

